

所沢市議会オンライン委員会運営要綱

令和4年6月10日要綱

所沢市議会オンライン委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市議会委員会条例(平成3年条例第18号。以下「条例」という。)第15条の2第2項に規定するオンラインによる方法で開催する委員会(以下「オンライン委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 オンライン委員会の運営に関しては、条例及び所沢市議会会議規則(平成6年議会規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(オンライン委員会の決定等)

第2条 委員長は、オンライン委員会の開催をするときは、委員会の開催日の前日(当該日が所沢市の休日を定める条例(平成元年条例第39号)第1条に規定する市の休日に当たるときは、直前の市の休日でない日)の正午までに決定するものとする。

2 委員長は、オンライン委員会の開催を決定したときは、速やかに委員、委員外議員、説明員、参考人その他委員会の出席者(以下「委員等」という。)に対しその旨を通知するとともに、議長に対してその旨の報告をするものとする。

(委員等の責務)

第3条 オンライン委員会に出席する委員等は、オンライン会議システムに委員会と関係のない者及び物が映り込み、又は音声が入り込まないように努めなければならない。

(出席)

第4条 委員長は、委員の映像及び音声のいずれも確認できる場合に限り、条例第15条の2の出席委員とみなす。

(定足数)

第5条 委員長は、会議中に定足数を欠くに至ったときは、休憩又は散会を宣告する。

(表決の方法等)

第6条 オンライン委員会における規則第128条第2項及び第129条の規定による投票による表決は、行うことができない。

2 オンライン委員会における規則第123条の委員長及び委員の互選は、指名推選の方法に限り行うことができる。

(傍聴)

第7条 オンライン委員会における傍聴は、委員長が指定した場所にモニター等を設置し、オンライン会議システムの映像及び音声を視聴する方法によるものとする。

(秩序保持)

第8条 オンライン委員会における条例第22条第2項の退場は、当該委員をオンライン会議システムから強制的に退席させ、再び出席できないよう制限する方法によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。